

③ 市民協働フォーラム(企業)で出された質問・意見等(概要)

	「岡山市協働のまちづくり条例」の見直しに関する質問・意見	回答
(3) 基本原則	実際は社会課題を解決するために協働するとしても、どこかに負担を強いているのではないかと。行政負担から市民(ステークホルダー)に負担を防ぐにはどうするか。	相互に担い、相互に有益となるのが協働であり、それを実現するための原則を規定したいと考えています。
(5) 市の施策	協働事業でのNPO側の人件費は認められるか? 事業費の補助だけでは続かない。多様な主体でくると、それぞれのセクターの能力を活かしきれないのではないかと?	社会課題の解決のためには継続的・発展的な課題へのアプローチが必要であり、人材を維持・育成するための人件費の支出は必要なものであると考えます。一方で財源には限りがあり、その判断基準は解決を目指す課題や対象によって異なってくると思われまます。条例では個別の主体の役割や能力を活かす方法については規定しませんが、別途議論し手引きなどに掲載していくことを検討します。
	多様な主体による協働事業は、どのようにして生まれるか?	日頃からの交流を通じて、それぞれのミッション(使命)や得意分野等が共有されることがまず必要です。そして課題が発見され、共有された後、その課題を効率的・効果的に解決するためのパートナーとして、役割分担を明確にすることで、多様な主体による協働を生み出していくことができると考えます。そのためには、日常的な情報収集・交流の機会をつくる必要があります。
	一般人が企業(プロ)に参加させて資金提供することにあまり参加が得られないのではないかと。	多様な主体が関わる以上、合意形成には一定の時間が必要となりますが、その過程がなければそれぞれの見識や資源を最大限に生かすことができないと考えます。交流の機会を設け、必要に応じてコーディネート機関(ESD・市民協働推進センター等)が間をつなぎ、よりよい合意形成を目指していきたいと考えます。
	企業としての活用メリットを見つけにくい。「企業がこうなればこんなメリット、優遇が出来ます、があればいい。」	企業の役割は資金提供に限りませんが、参加を得るためにはさらなる協働環境整備が必要になると考えています。優れた事例を表彰するなど、参加を促進するインセンティブ(動機づけ)を付与しつつ多様な主体の一員としての認識と行動の定着を目指して継続的に条例の周知に努めます。
	経済団体の活動(委員会)について、情報を得るチャネルは?	多様な主体が情報を発信・共有する機会をつくることを施策として進めていきたいと考えています。経済団体の皆様に積極的にご参加いただけるよう促していきます。
	中小企業の7割が赤字と言われている中、どうしても目先の売り上げ・利益を追求してしまっているのが現状。もっとこのような取り組みに中小企業が参加しやすいような仕組みを作ってほしいと思います。行政と中小企業をもっとよく理解して欲しいと思います。なかなか中小企業の参加は難しいと思います。ぜひ条例を成功させてください。	地域課題の解決への貢献に関する企業のインセンティブ(動機づけ)になるよう、優れた取り組みを表彰し、波及効果を生み出していきたいと考えています。協働することが中小企業にとっても有益となる仕組みが生みだせたいと考えています。
(6) コーディネート機関	多様な主体の交流機会の提供や、コーディネート機関の設置について、条例にうたうことにより、協働による課題解決のために入口に入りやすくなると思う。	(感想)
	企業が何か協働したい場合、岡山市の協働窓口に言っておけばいいのですか? 協働企業バンクのようなものはありますか?	現時点では企業に関する情報は集積しておりませんが、企業からのニーズ、参加の拡大に合わせて検討したいと考えています。また、ポータルサイト「つながる協働ひろば」内の「仲間見つける! 協働パートナー」のコーナーで情報発信できるものと考えています。
(12) 審議会 (14) 計画策定	実施状況の検証と評価は本当に出来るのか?	検証・評価は審議会及び市民の意見を受けて実施する予定ですが、具体的な方法は次年度以降、計画と合わせて決定することになると考えられます。できるかぎり具体的な目標を設定することで誰にでもわかりやすい検証・評価を実現したいと考えています。
その他	企業の持つ専門的な知識技術、またネットワークが、多様化・複雑化している社会課題に活かせることを学んだ。実際に動けば、まだまだ課題が出てくると予測されますが、善例をひとつでもつくっていくことが大切になってくる。大変なことであると思うが、根気強く、前進していただきたい。	(感想)
	そもそもこの条例がなかったら、地域はどうなるのか?	現在も協働は実践されていますが、市民や市職員の資質に委ねられるとも言えます。また、協働の定義や役割についての認識も一定ではありません。条例は社会環境として市全体に協働を波及・定着させ、すべての市民、行政が統一された認識とルールのもとで協働を実践したり、よりよい制度を構築・改善していくために不可欠なものになります。

条例を活用して協働できそうなこと

多様な主体の協働により、学内で子どもたちの環境を考えて建物の経営をすることができそうだ。

地域活動(町内会など)での個々の負担が増え、年々厳しくなります。課題は多いが個々人の思いが違い、優先順位が決められないのが現状です。多くの人の力で解決することが出来ればと思います。